

官報

号外

平成九年二月六日

○第四百四十回 衆議院會議録 第五号

平成九年二月六日(木曜日)

議事日程 第四号

平成九年二月六日

正午開議

第一 平成八年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 平成八年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

午後零時五十分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより會議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) 御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員永田亮一君は、去る一月十三日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

永田亮一君に対する弔詞は、議長において去る二月一日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに地方行政委員長決算委員長長航空機輸入に関する調査特別委員長等の要職にあたられた従三位勲一等永田亮一君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

○議長(伊藤宗一郎君) 永年在職議員として表彰された元議員野田卯一君は、去る一月二十九日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

野田卯一君に対する弔詞は、議長において昨五日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、しばしば國務大臣の重任にあたられた正三位勲一等野田卯一君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一 平成八年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、平成八年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

委員長長の趣旨弁明を許します。大蔵委員長額賀福志郎君。

平成八年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
(本号末尾に掲載)

(額賀福志郎君登壇)

○額賀福志郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本案は、去る四日大蔵委員会において全会一致をもって起草、提案したものでありまして、平成八年度の新生産調整推進助成補助金に係る所得税及び法人税について、その負担の軽減を図るため、同補助金等のうち、個人が交付を受けるものについては、これを一時所得とみなすとともに、農業生産法人が交付を受けるものについては、一

定の要件のもとに事業用固定資産の圧縮記帳の特例を認めようとするものであります。

なお、本案による国税の減収額は、平成八年度において約五億圓と見込まれますので、内閣の意見を求めましたところ、稲作転換の必要性に顧み、あえて反対しない旨の意見が開陳されました。

以上が、本案の提案の趣旨とその概要であります。

何とぞ速やかに御賛成くださいますように心からお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 三塚 博君

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

(通知書受領)

一、去る一月三十一日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

平成八年度一般会計補正予算(第1号)

平成八年度特別会計補正予算(特第1号)

平成八年度政府関係機関補正予算(機第1号)

一、去る一月三十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

平成九年二月六日 衆議院會議録第五号 議長の報告

平成八年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律

一、去る二月三十一日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、次の通知書を受領した。

内閣参総第一三三三号

平成九年一月三十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

私は、平成九年一月三十一日(金)午後七時羽田空港発、二月二日(日)午後四時五十分同空港着の予定で、カナダ訪問のため出張しますので御通知いたします。

(報告書受領)

一、去る二月三十一日、内閣から次の報告書を受領した。

国家行政組織法第二十二条第一項の規定に基づく平成八年十一月二十九日から平成九年一月十九日まで間のにおける行政組織の新設改廃状況報告書

一、去る四日、内閣から次の報告書を受領した。第百三十六回国会衆議院において採択された請願の処理経過

(見込額書受領)

一、去る四日、内閣から地方交付税法第七条の規定に基づく平成九年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

(理事辞任)

一、去る二月二十九日、大蔵委員会において、次のとおり理事の辞任を許可した。

理事 前田 正君

一、昨五日、法務委員会において、次のとおり理事の辞任を許可した。

理事 西村 眞悟君

(理事選任)

一、去る二月二十九日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。

地方行政委員会

理事 穀田 恵一君

大蔵委員会

一、昨五日、常任委員会において、次のとおり理事を選任した。

法務委員会

理事 正森 成一君

建設委員会

理事 中島 武敏君

(理事補欠選任)

一、去る二月二十九日、地方行政委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 古賀 一成君(理事増田敏男君去る一月十七日委員辞任につきその補欠)

一、昨五日、建設委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 増田 敏男君(理事増田敏男君去る一月十七日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

白井日出男君	田中 昭一君
大原 一三君	今村 雅弘君
桜井 新君	渡辺 喜美君
野中 広務君	松本 和那君
葉梨 信行君	松本 純君
松永 光君	山口 泰明君
仙谷 由人君	川内 博史君
松本 善明君	東中 光雄君
北沢 清功君	中川 智子君
今村 雅弘君	大原 一三君
田中 昭一君	白井日出男君
松本 和那君	野中 広務君
松本 純君	葉梨 信行君
山口 泰明君	松永 光君
渡辺 喜美君	桜井 新君

東中 光雄君

川内 博史君

一、去る三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

加藤 紘一君

予算委員

辞任

相沢 英之君

白井日出男君

葉梨 信行君

松永 光君

村上誠一郎君

石田 勝之君

小池百合子君

西川 知雄君

平田 米男君

仙谷 由人君

松本 善明君

矢島 恒夫君

桜田 義孝君

菅 義偉君

江渡 聡徳君

大野 秀章君

大村 秀章君

橋本 康太郎君

久保 哲司君

西岡 武夫君

西村 眞悟君

野田 毅君

末松 義規君

辻 第一君

平賀 高成君

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

葉梨 信行君

大蔵委員

辞任

山中 貞則君

村井 仁君

新井 将敏君

宮路 和明君

山本 幸三君

石破 茂君

予算委員

辞任

白井日出男君

江藤 隆美君

越智 伊平君

越智 通雄君

大原 一三君

加藤 紘一君

桜井 新君

中山 正暉君

村上誠一郎君

愛野興一郎君

海田田万里君

仙谷 由人君

北沢 清功君

矢島 恒夫君

岩國 哲人君

渡辺 具能君

江口 一雄君

田中 和徳君

西川 公也君

原田 義昭君

茂木 敏充君

森山 眞弓君

吉田六五門君

渡辺 博道君

原口 一博君

補欠

加藤 紘一君

宮路 和明君

山本 幸三君

石破 茂君

山中 貞則君

村井 仁君

新井 将敏君

渡辺 博道君

田中 和徳君

渡辺 具能君

江口 一雄君

茂木 敏充君

葉梨 信行君

原田 義昭君

吉田六五門君

森山 眞弓君

原口 一博君

鳩山 邦夫君

横路 孝弘君

志位 和夫君

伊藤 茂君

栗屋 敏信君

西川 公也君

越智 通雄君

江藤 隆美君

越智 伊平君

桜井 新君

大原 一三君

村上誠一郎君

中山 正暉君

白井日出男君

愛野興一郎君

鳩山 邦夫君 海江田万里君
横路 孝弘君 仙谷 由人君
志位 和夫君 矢島 恒夫君
伊藤 茂君 北沢 清功君
栗屋 敏信君 岩國 哲人君
一、昨五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

建設委員

辞任

蓮実 進君

補欠

橋 康太郎君

辞任

北村 哲男君

補欠

北村 哲男君

予算委員

辞任

越智 伊平君

補欠

大石 秀政君

越智 通雄君

補欠

江口 一雄君

村上誠一郎君

補欠

橋 康太郎君

愛野興一郎君

補欠

原口 一博君

北側 一雄君

補欠

山本 幸三君

西川 知雄君

補欠

石田幸四郎君

生方 幸夫君

補欠

近藤 昭一君

海江田万里君

補欠

藤田 幸久君

仙谷 由人君

補欠

渡辺 周君

岩國 哲人君

補欠

小坂 憲次君

石田幸四郎君

補欠

福岡 宗也君

原口 一博君

補欠

島 聡君

渡辺 周君

補欠

松本 惟子君

島 聡君

補欠

達増 拓也君

江口 一雄君

補欠

越智 通雄君

大石 秀政君

補欠

越智 伊平君

橋 康太郎君

補欠

村上誠一郎君

達増 拓也君

補欠

愛野興一郎君

福岡 宗也君

補欠

西川 知雄君

山本 幸三君

補欠

北側 一雄君

近藤 昭一君

補欠

生方 幸夫君

藤田 幸久君

補欠

海江田万里君

仙谷 由人君

補欠

仙谷 由人君

小坂 憲次君

岩國 哲人君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

久保 哲司君

補欠

富田 茂之君

(議案提出)

一、去る一月三十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
恩給法等の一部を改正する法律案
沖繩振興開発特別措置法及び沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
酒税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
特定産業集積の活性化に関する臨時措置法案
工業標準化法の一部を改正する法律案
労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案
労働福祉事業団法の一部を改正する法律案
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案
一、去る四日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

平成八年度の新生産調整推進補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

一、去る四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
国立学校設置法の一部を改正する法律案
農林水産省設置法の一部を改正する法律案
中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案

(議案送付)

一、去る一月二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
平成八年度一般会計補正予算(第一号)
平成八年度特別会計補正予算(特第一号)
平成八年度政府関係機関補正予算(機第一号)
平成八年度分として交付すべき地方交付税の総額の特別に関する法律案
一、去る四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
平成八年度の新生産調整推進補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(大蔵委員長提出)

(議案通知書受領)

一、去る一月三十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
平成八年度一般会計補正予算(第一号)
平成八年度特別会計補正予算(特第一号)
平成八年度政府関係機関補正予算(機第一号)
平成八年度分として交付すべき地方交付税の総額の特別に関する法律案
(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る一月二十九日いずれもこれを承認した。
国政調査承認要求書
一、調査する事項
二、地方自治に関する事項
三、警察に関する事項
四、消防に関する事項
二、調査の目的
地方自治行政の実情を調査し、その健全なる発展に資するための対策樹立
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取

及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成九年一月二十九日
地方行政委員長 穂積 良行
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書
一、調査する事項
二、税制に関する事項
三、関税に関する事項
四、金融に関する事項
五、証券取引に関する事項
六、外国為替に関する事項
七、国有財産に関する事項
八、専売事業及びたばこ事業に関する事項
九、印刷事業に関する事項
十、造幣事業に関する事項
二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため
三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中
右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
平成九年一月二十九日
大蔵委員長 額賀福志郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨五日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査事項
- 二、裁判所の司法行政に関する事項
- 三、法務行政及び検察行政に関する事項
- 四、国内治安に関する事項
- 五、人権擁護に関する事項
- 六、調査の目的
- 七、裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため
- 八、調査の方法
- 九、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
- 十、調査の期間

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成九年二月五日
法務委員長 八代 英太
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

国政調査承認要求書

- 一、調査事項
- 二、建設行政の基本施策に関する事項
- 三、都市計画に関する事項
- 四、河川に関する事項
- 五、道路に関する事項
- 六、住宅に関する事項
- 七、建築に関する事項
- 八、国土行政の基本施策に関する事項
- 九、調査の目的
- 十、建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため
- 十一、調査の方法
- 十二、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
- 十三、調査の期間

右によって国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成九年二月五日

建設委員長 市川 雄一
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

（質問書提出）
一、去る四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
ルワンダへの平和協力隊の派遣に関する質問主意書（辻元清美君提出）
（答弁通知書受領）
一、去る一月三十一日、内閣から、衆議院議員西村眞悟君提出北朝鮮工作組織による日本人誘拐拉致に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成九年二月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四日、内閣から、衆議院議員長内順一君提出遺伝子組換え農作物の安全性に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成九年三月三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

平成八年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
右の議案を提出する。
平成九年二月四日

提出者
大蔵委員長 額賀福志郎

平成八年度の新生産調整推進助成補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（所得税の特例）
第一条 個人が、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成八年度の新生産調整推進助成補助金の交付を受けた場合及び農業協同組合又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百三十三号）第二条第九項に規定する第一種登録出荷取扱業者（以下「農業協同組合等」という。）から平成八年度の新生産調整推進助成補助金の交付を受けた場合及び農業協同組合等から平成八年度の新生産調整推進助成補助金の交付を受けた場合、その交付を受けた新生産調整推進助成補助金の金額のうち当該個人に係る新生産調整推進助成補助金の金額に相当する金額として大蔵省令で定める金額の合計額（次項において「補助金等の金額」という。）をもって固定資産の取得又は改良

調整推進助成補助金の交付を受けた場合及び農業協同組合又は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百三十三号）第二条第九項に規定する第一種登録出荷取扱業者（以下「農業協同組合等」という。）から平成八年度の新生産調整推進助成補助金の交付を受けた場合及び農業協同組合等から平成八年度の新生産調整推進助成補助金の交付を受けた場合、その交付を受けた新生産調整推進助成補助金の金額のうち当該個人に係る新生産調整推進助成補助金の金額に相当する金額として大蔵省令で定める金額の合計額（以下この条において「補助金等の金額」という。）は、所得税法昭和四十年法律第三十三号）第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となった農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた補助金等の金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

（法人税の特例）
第二条 農地法昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府又は全国の区域を地区とする農業協同組合連合会から平成八年度の新生産調整推進助成補助金の交付を受けたもの及び農業協同組合等から平成八年度の新生産調整推進助成補助金の交付を受けたもの及び農業協同組合等から平成八年度の新生産調整推進助成補助金の交付を受けたもの、その交付を受けた新生産調整推進助成補助金の金額のうち当該法人に係る新生産調整推進助成補助金の金額に相当する金額として大蔵省令で定める金額の合計額（次項において「補助金等の金額」という。）をもって固定資産の取得又は改良

をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法昭和四十年法律第三十四号）の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の新生産調整推進助成補助金及び新生産調整推進助成補助金に基づき補助金の交付を受けた日以後の期間内に、その受けた補助金等の金額をもって固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
平成八年度に政府等から交付される新生産調整推進助成補助金等について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込額は、約五億円である。

発行所 千一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局 電話 03 (3587) 4294
定価 本号 一〇三円
（本体）
（送料）
（代金）
（別）